

推 奨 品 選 定 要 綱

(目的)

第1条 小牧市内で製造又は販売されている土産品の中から、郷土色等に優れた物を推奨品とすることにより、小牧の特産品等の育成・発掘・振興に寄与することを目的とする。

(推奨品の認定)

第2条 推奨品は、選定会を行い(一社)小牧市観光協会会長(以下、「会長」とする)が認定する。

2 認定期間は2年間とする。ただし、認定期間を更新することができる。

3 認定期間中において、選定基準に関する項目で変更が生じたときは、(一社)小牧市観光協会へ書類で変更届を提出しなければならない。

4 推奨品には、認定証を授与する。

(選定会)

第3条 選定会は20名以内の委員で構成し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 選定会の実施について必要な事項は別に定める。

(応募の資格)

第4条 小牧市内に事業所を有し、観光土産品となる商品を製造している者又は販売している者。

(応募の手続き)

第5条 推奨品の認定を受けようとするものは、所定の期日までに申請書に必要事項を記載のうえ認定を受けようとする商品のPR画像を添付し申し込むものとする。

2 認定の更新を受けようとするものは、前項の手続きに準ずる。

(推奨品の販売)

第6条 推奨品の認定を受けた商品は「推奨品」として販売することができる。

2 推奨品の認定を受けた商品は、小牧駅前観光案内所及び市内、市外で行われる観光イベントにおいて販売することができる。販売は、別に定める「推奨品販売実施基準」によるものとする。

3 推奨品として販売する商品には、「推奨シール」を貼付することができる。

(認定の取消し)

第7条 推奨品の認定を受けた商品であっても、特別の理由がなく認定後3ヶ月を経ても発売できない場合又は公正競争規約など法令に違反していることが判明した場合は、認定を取り消すものとする。

(選定の基準)

第8条 選定は、別に定める「推奨品選定基準」によるものとする。

(雑則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。